

松川町定例農業委員会議事録 第3回（6月）

1 開催日時 令和7年6月24日（火） 17:00 ～ 18:30

2 開催場所 松川町役場 協議会室

3 出席委員 16人

会 長 1 番 松下（敏）

会長代理 17 番 北沢

委 員 3 番 米山（広） 4 番 大澤

5 番 佐々木 6 番 牛久保 7 番 米山（孝）

8 番 齊藤 9 番 古谷 10 番 大島

11 番 下澤 12 番 竹村 13 番 大場（武）

14 番 池田 16 番 松下（守）

4 議事日程

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

議案第3号

農地中間管理事業の推進に関する法律に基づく農用地利用集積等促進計画について

・利用権設定（ 10 件）

・所有権移転（ 2 件）

5 農業委員会事務局職員

係長 小沢 主任 中村

6 会議の概要

(1) 開会 ー小沢係長 開会ー

(2) 会長挨拶 ー松下（敏） 会長挨拶ー

(3) 議事録署名委員及び書記の任命

会長より 14 番 池田 委員 16 番 松下（守） 委員 を指名

(4) 議事

議案第1号

農地法第3条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1 番 元大島 1 筆 1,047 m² 田 所有権移転 野菜類

○米山（広） 委員

場所は、七杉神社から生田方面に下っていく道路のカーブの1段上のところになります。地籍は、宮本になります。譲渡人と譲受人ですが、今まで借地として譲受人が借りて耕作してお

りましたが、この度、譲渡人が土地を手放したいということで、今まで借りていた譲受人が新規に取得するということで申請がありました。今までも耕作されていたので、特に問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2番 元大島 1筆 1,526 m² 畑 所有権移転 柿

担当委員は大場（健）委員であります。欠席のため事務局から説明させていただきます。場所は、松川町役場のすぐ北側の農地になります。譲渡人と譲受人は兄弟で、相続の際に兄弟で半分に農地を分けていましたが、譲渡人が申請地も管理をしていました。この度、譲渡人の方から、譲受人の方に所有権の方を渡したいということで話が出てきたものになります。柿を栽培するということで、これまでも管理もずっとされているということで、大場委員からも、特に問題ないと判断した旨、伺っております。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

3番 生田 1筆 117 m² 田 所有権移転 牧草

○下澤委員

県道22号線の上ってきますと昔の農協の建物ありますが、そのところから左に上りまして600mほど上がったところの付近になります。本件は、10年ほど前に一帯の農地を売買した際、数が多すぎて、今回の農地が申請から落ちてしまっておりましたが、譲渡人も譲受人も両方ともそれに気がつかずずっと今まできたということで、改めて所有権の移動をするという内容です。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、4番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

4番 元大島 2筆 計517㎡ 畑 所有権移転 野菜類・柿

○大島委員

場所は台城公園を東の方に500mほど行ったところで、高森町との境になります。

譲受人と譲渡人は親戚関係で、元々この農地は譲受人が所有していたことが確認されています。現在この譲受人の方は町外に住んでおりますが、今後こちらに戻ってくるという予定で、また、現在はその週の半分はこちらに来て管理をしているという現状ですので、今後の耕作が継続的に行われると判断いたしました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第1号は以上です。

議案第2号

農地法第5条の規定による許可申請に対する可否並びに意見決定について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

1番 上片桐 1筆 計418㎡ 畑 使用貸借権設定 住宅1棟

○竹村委員

場所は、熊野神社から西に300mぐらいのところになります。譲受人と譲渡人は親子関係であって、譲受人は今現在町外に暮らしていますが、両親が高齢になってきたので、実家の近くで両親を見ながら定住したいということです。雨水は浸透で、下水道は公共下水道へ流します。近隣の人にも同意を得ており、現地を確認しましたが現在は休耕地となっているので、特に問題ないかと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、2 番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

2 番 上片桐 1 筆 102 m² 畑 所有権移転 貸住宅敷地

○竹村委員

場所は、議案番号 2 番の横になります。申請地の隣地を今回宅地にする計画をする中で、既に住宅の敷地となっていた申請地が農地になっており、20 年前ぐらい前に口約束で庭にしてしまったとのことです。農地に返すか等、色々検討したとのことです。もう垣根もできてしまっており庭になっているので、もうこのままの庭として使えるようにしようということに今回の申請に至りました。現地を確認しましたが、立地条件を考えても農地として使うことが難しく、やむを得ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、3 番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

3 番 元大島 1 筆 37 m² 畑 所有権移転 住宅進入路

○米山（広）委員

場所は、国道 153 号線沿い、弥久司の信号から南へ 100m ほどきたところになります。譲受人の住宅が付近にあります。家族が多くなり車も大型化して、侵入路が狭いということで、今度進入路を拡張するという事で申請がありました。住宅の南側の方にもいくらか取得するところがありますが、ここにつきましては、今回測量した結果石垣が少しはみ出ていたということで、そこも含めて取得ということで申請がありました。やむを得ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、4 番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

4 番 大島 1 筆 238 m² 畑 所有権移転 住宅（敷地）

○大場（武）委員

場所は、県道の飯島飯田線を飯田方面へ向かって行って、増野へ向かうカーブの付近になります。1 軒家がありまして、譲渡人が現在住んでおりますが、今後町外へ移住されるということで、近所で農業経営を行う譲受人へ売買する話になりました。付近の農地一緒に購入してほしいという話がありましたが、その農地が既に住宅敷地の一部となっていたことから、今回の申請となりました。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。続いて、5 番事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

5 番 上片桐 1 筆 182 m² 畑 使用貸借権設定 住宅（増築）

○竹村委員

場所は、上片桐駅から国道に東側に向かって 1 キロほど進んだところの右手になります。譲受人と譲渡人は親子関係であって、今も両親と同居中ですが、子供が生まれて増築したいということで、今回出てきました。現地も確認し、問題ないと思います。

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

【質問・意見なし】

○会長

よろしいですか。それでは賛成の方の意見を求めます。

【全員挙手】

○会長

全員賛成です。許可相当と認めます。議案第 2 号は以上です。

議案第 3 号

農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について

○会長

事務局より説明をお願いいたします。

○事務局説明

利用権設定（ 10 件）

所有権移転（ 2 件）

○会長

ただ今の件につきまして、ご意見ご質問等ありましたらどうぞ。

1点よろしいですか。中間管理事業ですが、新規で出てきている案件で借受人が町外である件が結構多いですが、これらは営農支援センターみらいで斡旋したものでしょうか。

○事務局

みらいに相談にみえていただいて、双方の条件が合いマッチングしたため、貸借に至ったものになります。

○佐々木委員

新規で、果樹園の隣接地で野菜を借りられるような方は、隣地の消毒の事情など承知されているのでしょうか。また、最近、松川町で町外の方が新規で農地を借りて野菜を作るケースが増えておりますが、遊休農地が減るという面がある一方で、果樹の町としての振興との兼ね合いはどうかのでしょうか。

○事務局

果樹の農薬散布については、了解いただいた上で、借りていただいております。また、遊休農地対策という観点から、借りたい方がいて、双方の条件が合えば、斡旋するようにしています。借りていただいてすぐお金になるのは野菜なので、新規の案件では野菜目的の貸借が多いという側面もありますが、一方で、果樹研修制度など果樹の振興についても行って、果樹の振興も併せて様々な形で農業振興対策を図れればと考えています。

○会長

よろしいですか。こちらは届出案件になりますので議決はありません。

(5) 協議事項

①委員からの協議事項

② 事務局からの協議事項

- | | |
|--------------------------|------------|
| ・松川町の農業従事者・農地面積等の推移 | [資料 No. 1] |
| ・農業委員会会長及び事務局長合同会議資料（抜粋） | [資料 No. 2] |
| ・農地パトロールについて | [資料なし] |
| ・本年の農地相談の対応状況について（4月～6月） | [資料 No. 3] |
| ・ふれあいガーデン除草作業について | [資料 No. 4] |

(6) 営農支援センターから

(7) 南信州農業農村支援センターから

- ・栽培環境等について情報共有

(8) 閉会 一小沢係長 閉会—

以上 会議の経過を記録し、相違ないことを証するため署名押印する。

